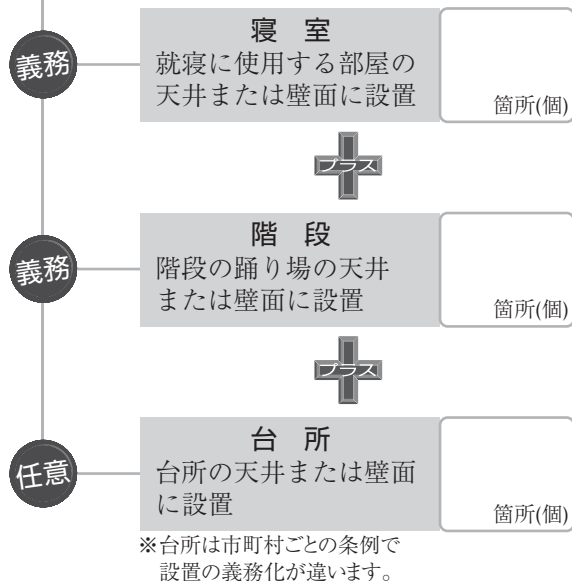


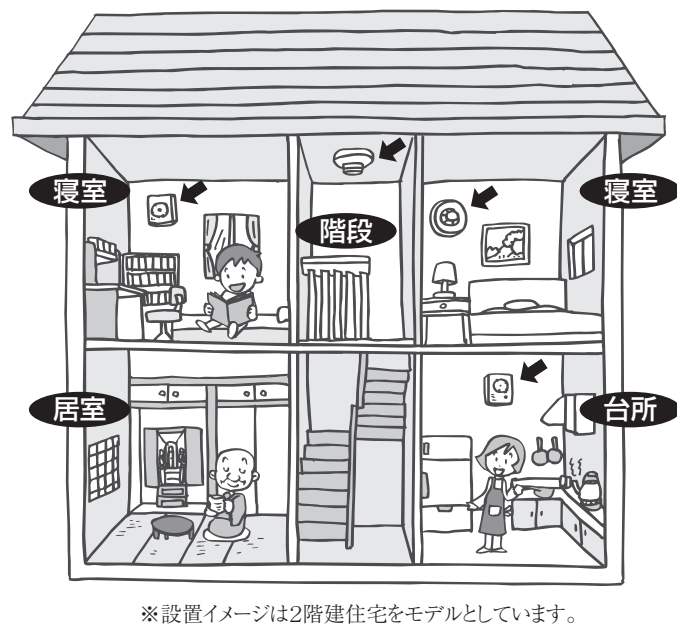
3 場所チェック

皆さんの家庭では一体いくつ住警器の設置が必要なのでしょう？
では実際に数えてみましょう。



2 設置イメージ

住警器をどのような場所に設置する必要があるのかをイメージで簡単に紹介します。



1 2種類から選べる

住警器には、「煙式」と「熱式」の2種類があります。設置場所や形状に応じて取り付けることが可能です。

煙 式	熱 式
	
〔特徴〕 煙を感知して警報音や音声で火災を知らせます。	〔特徴〕 熱を感知して警報音や音声で火災を知らせます。
〔場所〕 寝室、階段	〔場所〕 台所
〔価格〕 単独式▷5千円前後 連動式▷1万円前後	

※設置後は、定期的に警報が作動するかの点検と電池式は電池交換を忘れずに必ず行ってください。



住宅火災から命を守る「住宅用火災警報器」（住警器）の設置が義務化されて6年。上益城消防組合消防本部（木戸内憲明消防長）では、御船町をはじめ管轄全域での設置を強く呼びかけています。住警器の設置期限が平成23年6月1日まで残り一年をきった今、住警器の役割と必要性を考えます。

使命は「火災発見」。

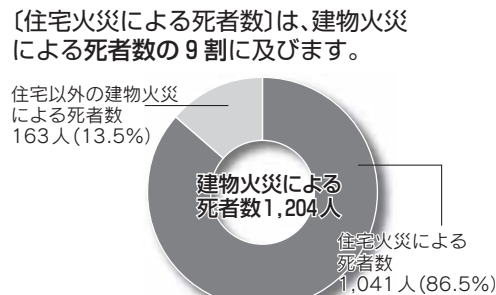
火災犠牲の半数が住宅
住警器設置義務の背景

全国で毎年、年間約2千人が火災で亡くなられ、そのうちの半数にあたる約1千人が住宅火災によって死亡されています。その主な原因は火災発生の逃げ遅れであり、全体の約7割を占めています。

もしも、初期段階で火災に気づき、いち早く避難をしていたら尊い命が助かったケースも数多く存在します。

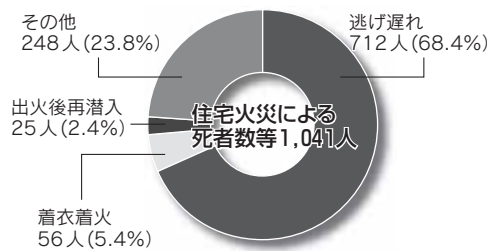
こうした火災状況の背景を受けて、総務省消防庁が平成16年に消防法を改正し、「住宅用火災警報器」（住警器）の設置が義務化されました。

数字が語る住宅火災



〔出典：平成16年度版消防白書〕

〔住宅火災による死傷者数〕の7割が逃げ遅れによるものです。



〔出典：平成16年度版消防白書〕

Interview



上益城消防組合消防本部
予防課予防係
高浜 恭成 係長

年中無休24時間体制の 住警器相談窓口を開設

御船町では、住宅用火災警報器の設置は年々増えていますが、全世帯でみると依然として低い状況といえます。全国的に住宅火災死亡者の約6割は65歳以上の高齢者です。御船町では建物火災の発生状況で、平成21年度に9件発生して、4名の方が尊い命を落とされています。こうした火災状況や高齢者世帯の増加を踏まえ、消防本部では住警器の設置を強く呼びかけています。また今年7月1日から、消防本部2階予防課予防係内に「住宅用火災警報器設置相談窓口」を開設しました。窓口では、住警器の購入場所や費用、設置方法、悪質な訪問販売など、さまざまな相談を年中無休24時間体制で受け付けています。ぜひ、多くの方にご利用いただけたらと思います。

図 上益城消防本部 ☎282-1955

住警器は、火災発生時に煙や熱をすばやく感知して、大きな警報音や音声で居住する全員に火災を知らせる機器です。また、初期火災に気づくことで、素早い避難が可能となるほか、火災の程度

住警器は煙や熱に反応
初期火災で避難が可能

り付けなければなりません。これは住宅火災の発生率が高い深夜に、就寝中の逃げ遅れを減らすため、すべての寝室には設置するようになっています。このほか、台所にも設置することで安心を補強することが推奨されています。

にに応じては消火活動を行うことができます。

住警器で一般的に使用されているものは、「煙式」と「熱式」の2種類です。また、火元のみから警報を知らせる「単独式」と、設置場所すべてに警報を知らせる「連動式」のタイプから選べます。

住警器の購入と設置 日常からの予防意識

住警器を、いざ購入する場合に気になるのが価格です。種類やメーカーなどによっても異なりますが、一個あたり5千円〜1万円程度で、ホームセンターや家電量販店で取り

扱っています。購入の際に注意することは、製品に必ずN Sマーク（日本消防検定協会）が入っていることをご確認ください。購入後の設置は、ネジ留め式やピン留め壁掛け式で比較的誰でも簡単に取り付けができます。

住警器は取り付けすることで日常の安心を高めます。しかし、いざ火災が発生するかどうかは行動をとればいいのか分からないことも事実です。火災が発生した時に家族の役割、避難方法などを事前に話し合つてこそ真の安心へと変わります。そして最後は、火災予防への一人一人の意識が一番重要といえます。

住警器を設置する建物は、
①戸建住宅 ②アパートやマンションの共同住宅 ③店舗併用住宅 などの住宅部分です。設置場所は、すべての寝室と階段が対象で、壁か天井に取

住警器設置の義務化で 住宅の寝室など対象に

住警器の設置には期間が設けられ、新築と既存の住宅によつて違います。平成18年6月1日以降の新築や改築の住宅には建築の際に必ず設置することが義務化。一方、既存住宅の場合、熊本県では平成23年6月1日までの設置が義務化されています。

